

## 発達障害に対する理解と対応 —「生徒指導提要」—

### 障害者差別解消法と合理的配慮

○ 発達障害を含む障害者への差別の解消に関して、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が施行された。

○ この法律では、障害を理由とする「不当な差別的な取扱い」の禁止と障害者への「合理的配慮の提供」が求められている。不当な差別的な取扱いとは障害者の権利利益を侵害することである。

○ 合理的配慮の提供とは、障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合は、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮に努めなければならないということである。

○ 発達障害のある児童生徒への合理的配慮については、学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮として、読み書きや計算、記憶などの学習面の特性による困難さ、不注意や多動性、衝動性など行動面の特性による困難さ、対人関係やコミュニケーションに関する特性による困難さに対する個別的な配慮が必要になる。学習内容についての変更・調整をしたり、ICT等を活用する等の情報・コミュニケーションや教材の配慮を行ったり、体験的な学習の機会を設けたりすることなどが考えられる。また、失敗経験の繰り返しによる意欲の低下や対人関係でのトラブル等による二次的な問題を防ぐためには、心理面、健康面の配慮も大切になる。

○ 特定の児童生徒に対する合理的配慮を学級集団の中で提供するためには、合理的配慮を特別視せずにお互いを認め合い支え合う学級づくりを行うことが重要な基盤になる。

